

## 一般社団法人登記についてのご挨拶

平成21年 4月吉日

一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会

会 長 谷中 輝雄

はじめに

「日本精神保健福祉士養成校協会」は平成21年3月31日をもって解散し、同年4月1日に「一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会」として登記をおこないましたので、ご報告申し上げます。日本精神保健福祉士養成校協会は、平成16年11月27日の設立総会で任意団体として設立されましたが、以来、さまざまな研修会開催や出版事業など堅実な活動実績を積み重ね、ここに設立以来の目標でありました法人化を達成したものです。

これまでの各界の皆様や会員各位からのご支援に深く感謝いたしますとともに、今後の「一般社団法人」としての当協会活動に引き続きのご協力をたまわります様、重ねてお願い申し上げます。

### 1. 一般社団法人化の経緯

日本精神保健福祉士養成校協会は発足当初から、「できるだけすみやかに法人格取得をめざすものとする」ことを会則の中に織り込んでおり、法人化は日本精神保健福祉士養成校協会の既定の方針でありました。平成21年3月7日の臨時総会においては、一般社団法人登記を行うことが満場一致で議決され、これを受けて、4月1日、法務局に登記申請を行い、当協会は同日より一般社団法人としての事業活動を開始しました。なお、新法人は社員3名、理事3名・監事1名で発足しており、平成21年6月27日開催予定の通常社員総会で新たな理事及び監事を追加選出することとなっております。

なお当協会の事務を円滑に運営するために、事務局長に藤井達也（上智大学）を、事務局次長に住友雄資（高知女子大学）を、その他事務局員および事務職員を法人化とともに4月1日付けで任命したことを申し添えます。

### 2. 一般社団法人化した理由

法人化は、当協会活動の社会的信用や認知を受ける上で重要であります。当協会の目的は、①精神保健福祉士養成校の教育の内容充実及び振興を図るとともに、②精神保健福祉の専門教育に

関する研究開発及び知識の普及に努め、③もってわが国の精神保健福祉の増進に寄与することにより、このような高い理念の目的を遂行するためには、任意組織であるより、公的な制度に担保された法人格を取得することが望まれます。

また、法人化により行政や他法人との契約行為が可能になります。これにより委託業務の受注や独自事業の推進が可能になり、当協会の活動の幅が大きく拡大することになります。このような活動は、一般社団法人としての定款に定められる組織体制により、透明かつ公平性をもって進められます。このように社会的にも客観性の高い活動が行われることで、当協会の継続性、安定性がより高まることとなります。会員の皆様にとっては、このような「正当性」「権威性」のある組織に所属することで、会員各位の社会的地位の向上にも寄与するものと期待されます。

### 3. 一般社団法人化以降の活動

一般社団法人化にともなう定款変更により、事業目的の拡大（下記）等をおこないましたが、主要部分には大幅な変更はございません。当協会は、さまざまな事業活動を継続してまいります。このたびの一般社団法人化にともない、より一層の透明性・公平性を維持しつつ、社会的責任を担う法人として事業活動を推進していく所存ですので、これまで同様のご指導ご鞭撻をたまわります様、お願い申し上げます。

【参考：一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会定款から】

第3条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)精神保健福祉士養成校の教職員の研修その他資質の向上に関する事業
- (2)精神保健福祉士の養成を行う学校、施設の学生等に対する資質の向上および就労促進等を目的とする事業
- (3)精神保健福祉士に関する理念、手法、内容等の研究開発及び知識の普及
- (4)精神保健福祉士を養成するための教育内容及び方法等に関する調査研究
- (5)精神保健福祉士養成教育に関する教材、資料等の作成及び出版
- (6)その他当法人の目的を達成するために必要な事業

以上